

## VI 連結納税制度の見直しに伴う改正

○ 連結納税制度が見直されグループ通算制度へ移行される改正が行われましたが、移行に伴う改正事項のうち下記については、連結納税制度又はグループ通算制度の適用を受けない法人についても適用されます。

なお、グループ通算制度については『グループ通算制度の概要（令和2年4月）』で説明しております。

※ 連結納税制度の見直しに伴う改正については、法律のみ公布されており、政令及び省令については後日公布されます（令和2年6月3日現在）。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 受取配当等の益金不算入（法23①、改正法附則1五ロ、14）</p> <p>（法23②）</p> <p>（法23④⑥、改正法附則1五ロ、14）</p>	<p>○ 関連法人株式等に係る負債利子控除額が、関連法人株式等に係る配当等の額に係る利子相当額として一定の金額とされました。</p> <p>○ 配当等の額に係る基準日等は、配当等を受ける者を定めるための会社法に規定する基準日（株式会社以外の法人がする配当等については基準日に準ずる日とし、基準日又は基準日に準ずる定めのないものについては配当等がされる日）であることが明確化されました。</p> <p>○ 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定について、完全支配関係がある他の法人の有する株式等を含めて判定することとされました。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>同 上</p>
<p>(2) 寄附金の損金不算入（法37①④、改正法附則1五ロ、14）</p>	<p>○ 寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とされました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(3) 貸倒引当金（法52⑨二、改正法附則1五ロ、14）</p>	<p>○ 貸倒引当金の対象となる金銭債権から完全支配関係がある他の法人（改正前：連結完全支配関係がある連結法人）に対して有する金銭債権が除外されました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(4) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（四年措法65の6、旧措法68の77、改正法附則1五ロ、14）</p>	<p>○ 法人及び当該法人との間に完全支配関係がある他の法人（改正前：連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人）の調整前損金算入額が定額控除限度額（年5,000万円）を超える場合には、その超える部分の金額を損金の額に算入しないこととされました。</p>	<p>同 上</p>

### その他の改正

上記のほか、グループ通算制度における制度の複雑化を避ける等の理由により、次の規定について用語の整理等が行われました。

なお、連結納税制度又はグループ通算制度の適用を受けない法人が次の規定の適用を受ける場合において、改正前と改正後での実質的な変更はありません。

- ・旧法第14条（みなし事業年度）
- ・旧法第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）
- ・旧法第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）
- ・旧法第59条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）
- ・旧法第60条の3（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額）
- ・旧法第62条の7（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）
- ・旧法第67条（特定同族会社の特別税率）